

令和8年度 市民税・県民税(国民健康保険税)申告のご案内

1 申告書を提出する必要のある方

令和8年1月1日に今治市内に住所があり、令和7年中（令和7年1月1日から12月31日）に所得があった方は、市民税・県民税の申告書をご提出ください。

ただし、所得税の確定申告書を提出した方、給与所得のみの方で勤務先において年末調整を受けた方や公的年金などに係る所得のみの方で各種控除（社会保険料、生命保険料など）を追加・変更しない方は、申告書を提出する必要はありません。

＜お願い＞ 前年中に収入が無い方や市民税・県民税が非課税の方も、申告の必要はありませんが、国民健康保険や介護保険に加入している方、児童扶養手当を受給している方、所得（課税）証明書が必要な方などは、市民税・県民税の申告が必要となりますので、期限内に申告してください。

2 申告期限 令和8年3月16日（月）

3 申告受付会場・日程

申告受付会場	受付日	受付時間
乃万公民館	2月18日（水）	10時00分から15時30分まで ※12時～14時は交代で昼休憩をとるため、待ち時間が長くなる場合があります。
桜井公民館	2月19日（木）	
日高公民館	2月20日（金）	
波止浜公民館	2月24日（火）	
富田公民館	2月25日（水）	
清水公民館	2月26日（木）	
今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室	3月2日（月）から 3月16日（月）まで (平日)	8時30分から12時00分まで 13時00分から17時00分まで (12時～13時は昼休憩時間です。) ※最終日（16日）の受付時間は、15時30分まで

※上記日程は、本庁職員が申告受付会場に出張しますので、市役所市民税課での申告・相談などは、ご遠慮ください。

4 申告にお持ちいただくもの

(1) ご本人確認及び個人番号（マイナンバー）確認の書類

申告される方の個人番号（マイナンバー）カードなど

(2) 令和7年中の収入がわかるもの（下記は一例です。収入が無かった方は不要です。）

・年金・給与の源泉徴収票、支払調書など

・収支内訳書 ※事業（営業・農業など）や不動産などの収入のある方は、事前に個人事業にかかる書類を整理・計算し、ご自身で収支内訳書を作成してください。

(3) 令和7年中の控除がわかるもの（自分が受けたい控除に応じて必要書類をご持参ください。）

・社会保険料（国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料など）の支払金額がわかるもの

・生命保険料や地震保険料などの申告用控除証明書（年分に注意）

・医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」（医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける方は、同税制の明細書及び健康診断の結果通知表など）

※医療費通知や領収書、保険などで補てんされた金額がわかるもの、高額療養費支給決定通知書、おむつ使用証明書などを整理・計算し、ご自身で明細書を作成してください。なお、医療費通知は原本の提出が必要です。

・障害者控除を受ける方は、障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など

・勤労学生控除を受ける方は、学生証など

・寄附金控除を受ける方は、寄附金受領証など

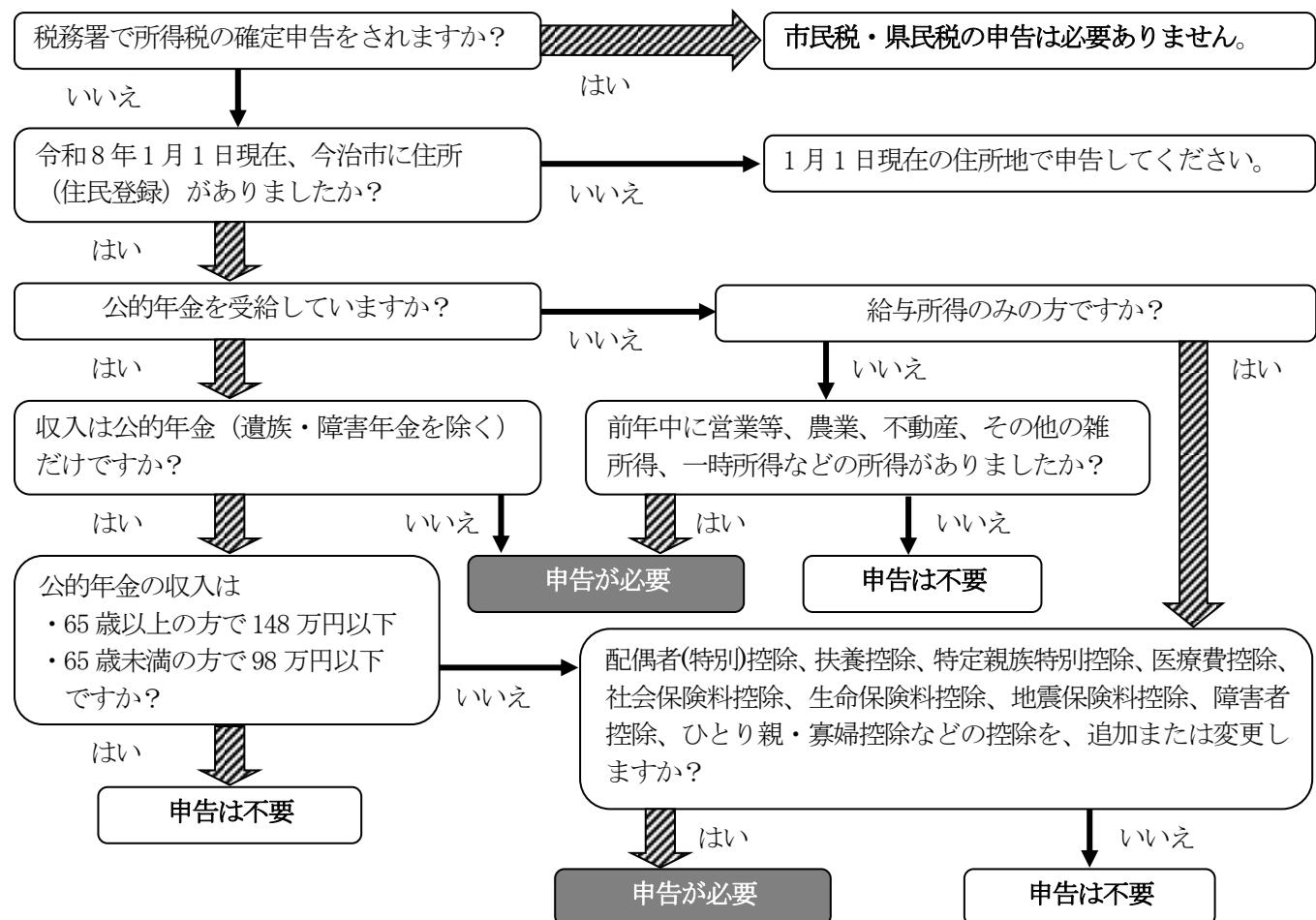
※ふるさと納税の際、寄附先へワンストップ特例適用申請書を提出していても、申告をするとワンストップ特例制度の適用がなくなります。そのため、寄附額にふるさと納税分も含めて所得税の確定申告が必要です。

・扶養控除（16歳未満扶養を含む）、配偶者等の特別控除などを受けられる方は、対象となる方の個人番号（マイナンバー）カードなど（被扶養者が非居住者の場合は、親族関係書類及び送金関係書類など（日本語訳文を含む））

(4) (所得税の還付が発生する方) 口座（本人名義）情報がわかるもの

(5) (お持ちの方) 税務署から送付された確定申告のお知らせハガキ

5 市民税・県民税申告が必要かどうかの一般的なフローチャート



申告が必要な方のうち、下記に該当する方は税務署で所得税の確定申告をしていただく必要があります。

○所得税を納付する方、還付を受ける方

（所得税を納付する方のうち、公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要です。）

○給与や年金を2か所以上からもらっている方（所得税の計算が正しくできていません。）

○給与所得者で、給与以外の所得（営業、不動産、生命保険の一時金など）の合計が20万円を超える方

所得税の確定申告書は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でも作成できます。

（詳しくは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。）

また、マイナポータル連携を活用したe-Taxでの申告もご活用ください。

（詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご確認ください。）

※土地の譲渡や株式譲渡などの分離課税所得があり、確定申告を必要とされる場合は、税務署等で申告をお願いします。

※住宅借入金等特別控除を受ける初年度の方は、税務署等で確定申告をお願いします。

6 申告の際の留意事項

申告会場は大変混雑するため、待ち時間が長くなる場合や、書類に不備・不足があれば当日の申告をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（例年の混雑時間帯）公民館：各日開始時間から正午まで

本庁：申告初日から5日目まで及び各日開始時間から正午まで）

【問い合わせ先】

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市役所 総務部 市民税課（電話 0898-36-1510（直通））